

2014年(平成26年)10月30日

株式会社U-NEXT 御中

〒730-0017
広島市中区鉄砲町1番20号
第3ウエノヤビル3階D号室
Tel 082-962-6181 Fax082-962-6182
特定非営利活動法人消費者ネット
理事長 吉富啓一
担当(理事) 長井貴



申入書

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

当法人は、消費者問題に関する調査、研究等を通じて消費者の権利擁護を図ることを目的として設立され、消費者、学者、弁護士、行政書士、消費生活相談員らで構成しています。2008年(平成20年)1月29日には、内閣総理大臣から消費者団体訴訟制度における適格消費者団体の認定を受け、差止請求を行う権限を得ています。

さて、当法人に、貴社のユーネクストサービスについての情報提供がありました。具体的には、消費者に対し「NTTの代理店」を名乗る業者から電話があり、「パソコンでドラマやアニメが1か月間無料で見放題」との説明を受けたため、サービス提供を申し込んだところ、1か月後に消費者の予測もなく自動的に有料契約となり、電話料金と一緒に貴社に対する支払が始まってしまふ、とのことでした。

なお、行政の消費生活相談窓口にも、貴社に関して数多くの相談が寄せられていると聞いています。

これを前提とすると、貴社による営業形態は、電話勧誘販売(特定商取引法第2章第4節)に該当すると考えられるところ、

1. 勧誘に先立って、「無料で見放題」との説明しかしておらず、役務提供契約の締結について勧誘するためのものであることを告げていないこと(同法16条違反)
2. 1か月後に自動的に有料となることを消費者が認識していないことからすれば、法定事項を記載した書面の不交付ないしは不備があること(同法18条、19条違反)
3. 1か月後に有料契約に自動的に切り替わるという、役務の提供を受ける者の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項について、故意に告げないこと(同法21条2項違反)

といった特定商取引法違反が存するものと思われまふ。

したがいまして、上記の理解が正しいものであれば、この営業形態を取りやめるよう申し入れます。また、仮に上記の理解に誤りがあるのであれば、その内容を具体的に回答ください。

本書面に対する回答は、1か月以内に文書でご送付いただきますようお願いいたします。

なお、本書面およびその回答(回答の有無を含め)は、公表させていただく場合がありますことをご了解下さい。

敬具